

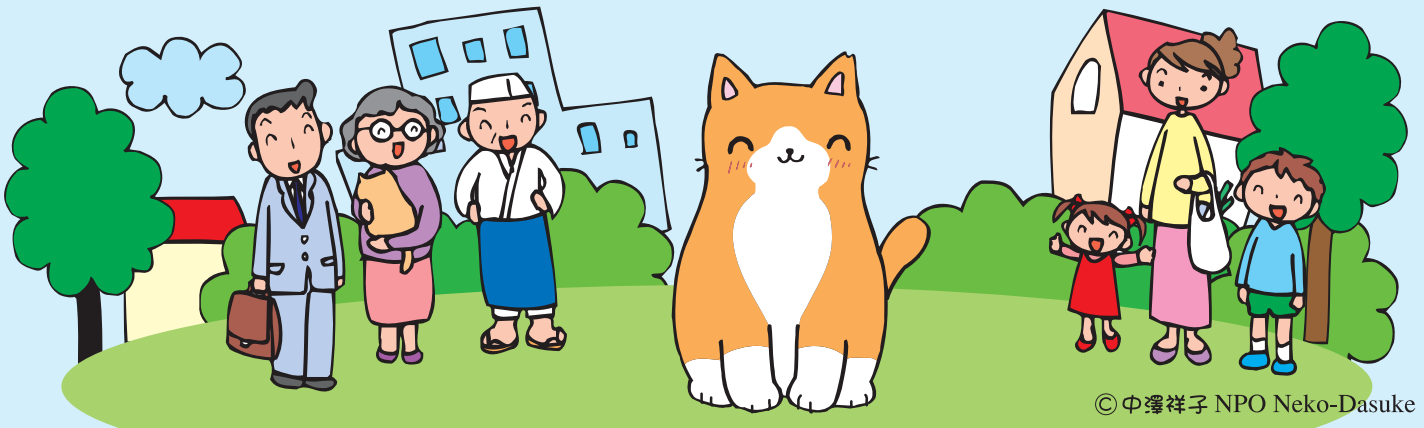
近隣の皆さまへ 地域猫対策のお知らせ

役所と相談して、
野良猫を増やさない取り組みを
行っています。

野良猫の迷惑を防ぐため、町会や近隣の皆さまと話し合いながら、
猫を増やさない取り組み、「地域猫対策」を始めました。
猫が迷惑な方も、猫の世話をする方も、野良猫が増えることを望みません。

「地域猫対策」とは・・・

1. 猫が増えないように不妊去勢手術をし、
2. トイレの設置やエサの後片付けなどをしながら、
3. 近隣地域の皆さまのご協力ですすめる取り組みです。



保健所や行政機関は野良猫の捕獲駆除や引き取り処分を行いません。

動物の愛護及び管理に関する法律（令和2年6月改正施行）



- 愛護動物を殺し傷つける犯罪

5年以下の懲役又は**500万円**以下の罰金

- 飼い主の暴行や衰弱させるなどの虐待犯罪
- 遺棄犯罪 = 捨て猫

1年以下の懲役又は**100万円**以下の罰金

野良猫をよそに捨てても犯罪です。

犯罪通報 **110番!!**



地域猫対策は、皆さまのご理解とご協力によりすすめられています。

野良猫の寿命は5～6年といわれています。地域猫対策で、今いる猫が徐々に減り、猫の苦情がなくなります。

手術済の猫は耳にV字型の目印をします。
この猫は、子猫を産みません。



猫や犬などは、法律で「愛護動物」に定められています。

動物の愛護及び管理に関する法律



不妊去勢手術をしましょう。

猫や犬など愛護動物の飼い主さんの、
一生涯に渡る

「終生飼養」

や、

「繁殖制限」

「適正飼養」

も法律の定めです。



©中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

地域猫対策にお手伝いのできる方はお知らせください。